



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課）…………… 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 2
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 2
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（漁港漁場課）…………… 3

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3

選挙管理委員会事項

- 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5

告 示

沖縄県告示第42号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成29年1月24日から同年2月6日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成29年1月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
上原盛洋	国頭村字安波	国頭村字安波川瀬原1092番178
宮城弘	国頭村字奥間	国頭村字奥間大謝原1761番3ほか2筆
名嘉山和克	大宜味村字田港	大宜味村字白浜田釜523番1ほか3筆
石川清嗣	本部町字辺名地	本部町字具志堅大平原2471番ほか8筆
石川清嗣	本部町字辺名地	本部町字具志堅大平原2454番ほか3筆
西平賀盛	本部町字東	本部町字具志堅出謝原1959番ほか3筆
仲宗根基	南風原町字兼城	西原町字小橋川与那川203番1
仲宗根基	南風原町字兼城	西原町字小橋川字津尾397番ほか1筆
有限会社沖縄ファーム	南城市大里字大城	南城市玉城字船越相原536番ほか4筆

有限会社沖縄ファーム	南城市大里字大城	南城市大里字大城平田原118番 3 ほか 5 筆
村吉政俊	久米島町字比嘉	久米島町字儀間東上原2023番
又吉哲也	久米島町字仲地	久米島町字上江洲鍛冶屋原329番
赤嶺祥	久米島町字仲村渠	久米島町字仲村渠田幸原108番20
宮平学	南大東村字池之沢	南大東村字南111番 1 ほか 4 筆

2 申請年月日 平成29年 1月11日

沖縄県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 1月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 兼箇段土地改良区
 - 2 認可年月日 平成29年 1月16日
-

沖縄県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、辺名地地区県営土地改良事業（農用地保全・農業用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間 平成29年 1月25日から同年 2月21日まで
 - 3 縦覧に供する場所 本部町役場
 - 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。
-

沖縄県告示第45号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 1月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市大浜地内（大浜地区）
 - 2 公共測量を実施する期間 平成28年12月 7日から平成29年 3月31日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年 1月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡国頭村字辺野喜漢抜原857番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第47号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 1月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市上野字宮国地内（博愛漁港（宮国地区））
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 1月27日から同年 2月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年 1月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年 5月11日
 - (2) 商号名 興南ステンレス工業
 - (3) 代表者名 伊波興順
 - (4) 所在地 八重瀬町字友寄1020番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第5779号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年 4月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年 5月18日
 - (2) 商号名 有限会社仲地建装
 - (3) 代表者名 高木利恵
 - (4) 所在地 浦添市西原一丁目 6番10号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第4541号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうちしゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年 4月11日付けで、建設業法第12条に基づきしゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年 5月18日
 - (2) 商号名 株式会社大興建設

- (3) 代表者名 宮里辰秀
 - (4) 所在地 嘉手納町字水釜364番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第304号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月12日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年5月18日
 - (2) 商号名 株式会社ソルテック
 - (3) 代表者名 福田利夫
 - (4) 所在地 那覇市曙3丁目18番26号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第7857号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月12日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年5月18日
 - (2) 商号名 新進建設
 - (3) 代表者名 新田進
 - (4) 所在地 沖縄市大里一丁目6番44号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第10393号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年5月18日
 - (2) 商号名 葵組
 - (3) 代表者名 伊江太作
 - (4) 所在地 与那原町字東浜95番地2 リヴェール東浜402
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12529号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうちとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月21日付けで、建設業法第12条に基づきとび・土工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年5月24日
 - (2) 商号名 有限会社當真組
 - (3) 代表者名 當真剛
 - (4) 所在地 宜野座村字松田643番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第2962号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月22日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年5月24日
 - (2) 商号名 有限会社テドコン建設
 - (3) 代表者名 手登根正枝
 - (4) 所在地 宮古島市伊良部字国仲86番地7
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第100号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月26日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年5月24日
 - (2) 商号名 有限会社長正土建
 - (3) 代表者名 長堂直樹
 - (4) 所在地 本部町字具志堅270番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第1528号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月26日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年5月24日
- (2) 商号名 新城組
 - (3) 代表者名 新城彰
 - (4) 所在地 名護市字仲尾次517番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第9064号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成28年沖縄県選挙管理委員会告示第1号は、廃止する。

平成29年1月24日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,022

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---